

監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和7年12月10日付け公表）に係る措置状況の通知がありましたので、同上14条の規定により公表する。

令和8年3月 日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

1.（監査の種類）

課 名 等 (監査対象団体)	監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>NPO法人尾花沢総合スポーツクラブ</p> <p>令和7年12月15日 措置報告</p> <p>所管：社会教育課</p>	<p>NPO法人 尾花沢総合スポーツクラブ</p> <p>1. 処務規程第4条第2項第2号によって、1件20万円以下の予算執行、支出に関することはクラブマネジャー、事務局長に委任されているが、20万円以下、以上でもあっても予算の執行に関して決裁行為が全く行われていない。</p> <p>2. 令和6年8月26日実施、消防設備(特殊消防用設備等)点検結果報告において、防火管理者及び立会者として退職された職員の氏名が記載されている。</p> <p>3. 下記の伺書中、決裁日の記入漏れ。 ①令和7年3月3日付令和7年度尾花沢市運動公園関連業務見積執行伺書 ②令和7年3月3日付令和7年度尾花沢市運動公園遊歩道桜管理業務委託請求書伺書 ③令和7年6月10日付令和7年度森々子育て支援準備事業イベント開催場所整備業務委託見積提出伺書</p> <p>社会教育課</p> <p>1. 尾花沢市運動公園の管理業務協定書第7条に定める「翌年度に係る事業計画」及び第11条に定める「事業報告書」、「中間報告書」について、予算額及び決算額の記載はあるが、事業の計画、事業の実施状況について詳しい記載がない。</p> <p>2. 昨年も指摘したが定款20条及び処務規程第2条に定めるクラブマネジャー、事務局長が不在の状況が長期化している。委託者として指導されたい。</p>	<p>予算執行及び支出に関して理事長及び関係職員の決裁押印欄を新たに設け、これまでの予算執行及び支出の点検を完了した。また、処務規程が現行の組織体制に整合していないため、早急な見直しを協議する。</p> <p>令和6年12月11日付にて防火管理者の解任・選任届を提出済(別紙のとおり)</p> <p>①～③記載済</p> <p>指定管理更新(令和8～12年度)時に報告事項を改める。</p> <p>現行の業務仕様書に基づき、受託者に対して引き続き必要な人材の確保を指導していく。ただし、次期指定管理者(令和8～12年度)では公募方式を採用しており、応募要件上、人員配置については施設長、主任スポーツ指導員及びスポーツ指導員(有資格者)、事務職員を要件としている。委託先としてスポーツクラブを前提条件としないことから、今後は、上記要件を満たす人員を適正に配置しているか指導していく。(クラブマネジャー、事務局長は配置要件としていない。)</p>